

昭和二十六年政令第三百七十七号

検疫法施行令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）第三条、第二十三条、第二十六条、第二十七条第一項、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十三条の規定に基き、この政令を制定する。

（政令で定める検疫感染症）

第一条 検疫法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める感染症は、ジカウイルス感染症、チクングニア熱、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。別表第二において単に「中東呼吸器症候群」という。）、デング熱、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1又はH7N9であるものに限る。同表において「鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）」という。）、及びマラリアとする。

（検疫港等）

第一条の二 法第三条の政令で定める港又は飛行場は、別表第一のとおりとする。

（停留の期間）

第一条の三 法第十六条第三項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる感染症の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 エボラ出血熱及びラッサ熱 五百四時間
二 クリミア・コンゴ出血熱 二百十六時間
三 痘そう 四百八時間
四 南米出血熱 三百八十四時間
五 マールブルグ病、新型インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）次号において「感染症法」という。）第六条第七項第一号に掲げる新型インフルエンザをいう。別表第二において同じ。）、及び再興型インフルエンザ（同項第二号に掲げる再興型インフルエンザをいう。同表において同じ。）
二百四十時間
六 新型コロナウイルス感染症（感染症法第六条第七項第三号に掲げる新型コロナウイルス感染症をいう。別表第二において同じ。）、及び再興型コロナウイルス感染症（同項第四号に掲げる再興型コロナウイルス感染症をいう。同表において同じ。）
三百三十六時間

（審議会等で政令で定めるもの）
第一条の四 法第十六条の第四項の審議会等で政令で定めるものは、疾病・障害認定審査会とする。

（手数料）

第二条 法第二十六条に規定する手数料の額は、別表第二の通りとする。

（診察等を行う検疫感染症以外の感染症）

第二条の二 法第二十六条の二の政令で定める感染症は、急性灰白髄炎、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、アメーバ赤痢、ウエストナイル熱、A型肝炎、黄熱、狂犬病、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、腎症候性出血熱、日本脳炎、破傷風、ハンタウイルス肺症候群及び麻疹しんとする。

2 法第二十六条の二に規定する手数料の額は、別表第二の二のとおりとする。

（検疫感染症に準ずる感染症）

第三条 法第二十七条第一項の政令で定める感染症は、ウエストナイル熱、腎症候性出血熱、日本脳炎及びハンタウイルス肺症候群とする。

（調査を行う区域）

第四条 法第二十七条第一項に規定する区域は、別表第三の通りとする。

（実費）

第五条 法第三十二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する実費は、次に掲げるものとする。
一 薬品費
二 消耗品費
三 食糧費
四 委託収容費
五 火葬費
六 前各号に掲げるもののほか、法第十四条第一項第一号、第二号、第五号、第六号又は第八号に規定する措置をとるために直接必要な費用

（国庫の負担）
第六条 法第三十三条の規定による国庫の負担は、各年度において保健所長が法第二十二條第三項又は第二十三條第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりとつた措置に要した費用の額から、法第三十二条第三項において準用する同条第一項又は第二項の規定により徴収した実費の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準に従つて行う。

（施行期日）
1 この政令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

（検疫官吏服制の廃止）

2 検疫官吏服制（昭和二十三年政令第二百八十七号）は、廃止する。

附則（昭和二十八年八月二十五日政令第二一七号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十九年一月二十五日政令第七一七号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十一年六月二十五日政令第一八四号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、昭和三十一年七月一日から施行する。
（検疫伝染病が現に流行し、又は流行するおそれのある地域を指定する政令の廃止）
2 検疫伝染病が現に流行し、又は流行するおそれのある地域を指定する政令（昭和二十六年政令第三百八十八号）は、廃止する。

附則（昭和三十三年六月三〇日政令第一九六号）
この政令は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附則（昭和三十四年六月三〇日政令第二三一号）
この政令は、昭和三十四年七月一日から施行する。

附則（昭和三十五年九月三〇日政令第二五六号）
この政令は、昭和三十五年十月一日から施行する。

附則（昭和三十六年六月三〇日政令第二三二二号）
この政令は、昭和三十六年七月一日から施行する。

附則（昭和三十六年九月二十九日政令第三一六号）
この政令は、昭和三十六年十月一日から施行する。

附則（昭和三十七年五月二十九日政令第二二二号）
この政令は、昭和三十七年六月一日から施行する。

附則（昭和三十七年九月二十七日政令第三七七号）
この政令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附則（昭和三十九年九月三〇日政令第三一六号）
この政令は、昭和三十九年十月一日から施行する。

附則（昭和四〇年二月二十五日政令第一九号）
この政令は、昭和四十年三月一日から施行する。

附則（昭和四〇年六月二十二日政令第二一九号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、港則法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十号）の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。

附則（昭和四〇年一〇月一五日政令第三三五号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四一年三月二八日政令第四三三三号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附則（昭和四一年九月三〇日政令第三三八号）
この政令は、昭和四十一年十月一日から施行する。

附則（昭和四二年九月二八日政令第三〇二号）
この政令は、昭和四十二年十月一日から施行する。ただし、別表第三広島港及び新居浜港の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年八月八日政令第二六五号）
この政令は、昭和四十三年八月十日から施行する。

附則（昭和四三年九月二七日政令第二八七号）
この政令は、昭和四十三年十月一日から施行する。ただし、別表第三京浜港、三崎港、関門港及び鹿児島港の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年一二月一二日政令第三三三三号）

この政令は、昭和四十三年十二月十六日から施行する。ただし、別表第三神戸港及び鹿児島港の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年九月二二日政令第二四九号）  
この政令は、昭和四十四年十月一日から施行する。

附則（昭和四五年六月八日政令第一七三号）  
この政令は、昭和四十五年六月十日から施行する。

附則（昭和四五年一〇月二七日政令第三一七号）  
この政令は、昭和四十六年一月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第三の改正規定は、昭和四十五年十一月一日から施行する。

附則（昭和四六年一〇月一日政令第三二四号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四七年三月三〇日政令第四二二号）  
この政令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則（昭和四七年四月一七日政令第七七号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四七年四月二八日政令第一〇九号）  
この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附則（昭和四七年九月二九日政令第三四七号）  
この政令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附則（昭和四八年二月二七日政令第一九号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四八年六月一四日政令第一五五号）  
この政令は、昭和四十八年六月十五日から施行する。

附則（昭和四八年九月二八日政令第二七三号）  
この政令は、昭和四十八年十月一日から施行する。

附則（昭和四八年一月三〇日政令第三五二号）  
この政令は、昭和四十八年十二月一日から施行する。

附則（昭和四九年九月二六日政令第三三二号）  
この政令は、昭和四十九年十月一日から施行する。

附則（昭和五〇年九月一七日政令第二七二号）  
この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附則（昭和五〇年二月二六日政令第三五三三号）  
この政令は、昭和五十年十二月二十日から施行する。

附則（昭和五一年七月三〇日政令第二〇六号）  
この政令は、昭和五十一年八月一日から施行する。

附則（昭和五三年一月一八日政令第五号）  
この政令は、昭和五十三年二月一日から施行する。

附則（昭和五三年三月一七日政令第三四四号）  
この政令は、新東京国際空港の供用開始の日から施行する。

附則（昭和五三年三月二九日政令第五四号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年三月三〇日政令第五七号）  
この政令は、昭和五十三年四月十日から施行する。

附則（昭和五三年六月二七日政令第二五七号）  
この政令は、昭和五十三年七月一日から施行する。

附則（昭和五四年六月一九日政令第一八一号）  
この政令は、昭和五十四年七月一日から施行する。

附則（昭和五六年三月二七日政令第四四号）抄  
この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

1

附則（昭和五六年六月一九日政令第二三三三号）  
この政令は、昭和五十六年七月一日から施行する。

附則（昭和五七年六月一八日政令第一六八号）  
この政令は、昭和五十七年七月一日から施行する。

附則（昭和五八年八月三〇日政令第一九四号）抄  
この政令は、昭和五十八年九月一日から施行する。

附則（昭和五九年四月二三日政令第九五号）  
この政令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

附則（昭和六二年三月二〇日政令第四三三三号）  
この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六二年九月一日政令第二八九号）  
この政令は、昭和六十二年九月十日から施行する。

附則（昭和六三年四月八日政令第一〇八号）  
この政令は、昭和六三年四月十五日から施行する。

附則（昭和六三年七月二二日政令第二二六号）  
この政令は、昭和六三年七月二十日から施行する。

附則（平成元年三月二二日政令第五六号）  
この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附則（平成元年九月二二日政令第二六八号）  
この政令は、平成元年十月一日から施行する。

附則（平成二年三月三〇日政令第七三三号）  
この政令は、平成二年四月六日から施行する。

附則（平成三年三月一九日政令第三九号）  
この政令は、平成三年三月三十一日政令第三九号）

1

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附則（平成三年五月二四日政令第一七七号）  
この政令は、平成三年六月三日から施行する。

附則（平成三年六月二二日政令第二〇四号）  
この政令は、平成三年六月二十一日から施行する。

附則（平成三年九月二六日政令第三一〇号）  
この政令は、平成三年十月一日から施行する。

附則（平成四年四月一五日政令第一四九号）  
この政令は、平成四年四月二十日から施行する。

附則（平成五年四月二三日政令第一五一号）  
この政令は、平成五年四月二十六日から施行する。

附則（平成五年九月二九日政令第三二一号）  
この政令は、平成五年十月一日から施行する。

附則（平成五年一〇月二七日政令第三四二号）  
この政令は、平成五年十月二十九日から施行する。

附則（平成六年一月一四日政令第七七号）抄  
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年三月二四日政令第六四号）  
この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成六年四月一日政令第一二〇号）  
この政令は、平成六年四月四日から施行する。

附則（平成六年八月二六日政令第二七七号）  
この政令は、平成六年九月四日から施行する。

附則（平成七年三月三十一日政令第一四四号）

1

この政令は、平成七年四月二日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（

香川	高松空港
香川	高松空港
愛媛	松山空港

「に改める部分に限る。）及び別表第三に松山空港の項を加える改正規定は、同月四日から施行する。

附則（平成八年六月二六日政令第一九号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年三月二四日政令第五七号）抄

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成九年一〇月一七七日政令第三一八号）抄

この政令は、平成九年十月二十四日から施行する。

附則（平成一〇年一二月二八日政令第四二三号）抄

この政令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附則（平成一一年七月九日政令第二二三号）抄

この政令は、平成一一年七月二十日から施行する。

附則（平成一二年三月一七七日政令第六五号）抄

この政令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年三月二九日政令第一〇八号）抄

この政令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一三年九月五日政令第二八八号）抄

この政令は、平成一三年九月十日から施行する。

附則（平成一四年三月二五五政令第六二二号）抄

この政令は、平成一四年四月一日から施行する。

附則（平成一五年一月一五五政令第六六号）抄

この政令は、平成一五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年一〇月二二日政令第四五九号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年三月一九日政令第四六号）抄

この政令は、平成一六年三月二十九日から施行する。

附則（平成一六年三月一九日政令第五〇号）抄

この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九号から第四十四号までの規定は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年二月一七七日政令第四〇一号）抄

この政令は、平成一七年二月十七日から施行する。

附則（平成一七年四月二七七日政令第一六七号）抄

この政令は、平成一七年五月一日から施行する。

附則（平成一八年三月一七七日政令第四八号）抄

この政令は、平成一八年三月二十六日から施行する。

附則（平成一八年六月二日政令第二〇九号）抄

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、別表第一及び

別表第三の改正規定は、平成一八年六月八日から施行する。

附則（平成一九年三月九日政令第四四号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年一月二八日政令第三四六号）抄

この政令は、平成一九年十二月一日から施行する。

附則（平成二〇年五月二日政令第一七五号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月一八日政令第一九七号）抄

この政令は、平成二〇年六月四日から施行する。

附則（平成二二年三月一〇日政令第二三三号）抄

この政令は、平成二二年三月十一日から施行する。

附則（平成二二年七月二八日政令第一七六号）抄

この政令は、平成二二年十月一日から施行する。

附則（平成二三年一月一四日政令第五二七号）抄

この政令は、平成二三年二月一日から施行する。

附則（平成二四年五月二五五政令第一五三三号）抄

この政令は、平成二四年六月一日から施行する。

附則（平成二四年一二月二六日政令第二七八号）抄

この政令は、平成二四年十二月一日から施行する。

附則（平成二五年四月二六日政令第一三二一号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年五月二日政令第一七五号）抄

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、別表第一及び

（施行期日）  
第一条 この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（検疫法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 施行日前に第三条の規定による改正前の検疫法施行令第一条に規定するインフルエンザ（H5N1）に係る措置が行われた場合においては、検疫法第三十二条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する実費又は同法第三十三条の規定により支弁する費用若しくは負担する負担金については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年六月一八日政令第一九七号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年六月三日政令第一四七号）抄

この政令は、平成二二年六月四日から施行する。

附則（平成二二年三月一〇日政令第二三三号）抄

この政令は、平成二二年三月十一日から施行する。

附則（平成二二年七月二八日政令第一七六号）抄

この政令は、平成二二年十月一日から施行する。

附則（平成二三年一月一四日政令第五二七号）抄

この政令は、平成二三年二月一日から施行する。

附則（平成二四年五月二五五政令第一五三三号）抄

この政令は、平成二四年六月一日から施行する。

附則（平成二四年一二月二六日政令第二七八号）抄

この政令は、平成二四年十二月一日から施行する。

附則（平成二五年四月二六日政令第一三二一号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年五月二日政令第一七五号）抄

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、別表第一及び





航空機に對する虫類の駆除	最大離陸重量五一機につき 二七、四〇〇円	駆除を行う部分船の全部に對する虫類の駆除の手数料の額の四分の三に相當する額
貨物に對する虫類の駆除	一トンまでごとに 一一、九〇〇円	船の全部に對する虫類の駆除の手数料の額の四分の三に相當する額
視診、問診、触診、打診又は聴診による診察	一人につき 二、八〇〇円	
予防接種	一回につき 一一、〇〇〇円	
証明書の交付	一枚につき 八八〇円	
備考	検査港又は検査飛行場以外の場所における検査、消毒等を申請する場合の手数料の額は、この表に定める額に、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の定めるところにより検査所の職員に支給する旅費に相當する額を加えた額とする。	
病原性灰白髄炎	一件につき 一一、五〇〇円	
細菌性赤痢	一件につき 三、三〇〇円	
ジフテリア	一件につき 三、九〇〇円	
腸チフス	一件につき 三、三〇〇円	
腸管出血性大腸菌感染症	一件につき 三、三〇〇円	
アメーバ赤痢	一件につき 一、九〇〇円	

ウエストナイ	一件につき 二、五〇〇円	
ル熱	一件につき 三、二〇〇円	
A型肺炎	一件につき 二、五〇〇円	
後天性免疫不全症候群	一件につき 二、九〇〇円	
ジアルジア症	一件につき 一、九〇〇円	
腎症候性出血	一件につき 二、五〇〇円	
熱	一件につき 二、五〇〇円	
日本脳炎	一件につき 二、五〇〇円	
破傷風	一件につき 三、九〇〇円	
ハンタウイルス	一件につき 二、五〇〇円	
ス肺症候群	一件につき 二、五〇〇円	
麻疹	一件につき 二、五〇〇円	
視診、問診、触診、打診又は聴診による診察	一人につき 二、八〇〇円	
急性性灰白髄炎	一回につき 九、〇〇〇円	
ジフテリア	一回につき 四、七五〇円	
A型肺炎	一回につき 七、五〇〇円	
黄熱	一回につき 一六、八〇〇円	
狂犬病	一回につき 一四、四〇〇円	
日本脳炎	一回につき 六、五〇〇円	
破傷風	一回につき 三、七〇〇円	
麻疹	一回につき 五、九〇〇円	
証明書の交付	一枚につき 八八〇円	
水域	港則法施行令中欄の水域を地先水面とする（昭和四十年政令第九十九号）に定める港生労働大臣が指定する地域	
陸域	港則法施行令中欄の水域を地先水面とする（昭和四十年政令第九十九号）に定める港生労働大臣が指定する地域	

石	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
湾	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
港	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
内	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
留	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
港	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
別	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
網	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
走	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
花	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
咲	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
路	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
小	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
室	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
蘭	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
港	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
小	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
苦	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
港	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
台	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
仙	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
台	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
釜	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
港	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする

函	西防波堤、同防波堤北端から北防波堤南端まで	中欄の水域を地先水面とする
館	防波堤南端から第三防波堤、同防波堤北端から第三防波堤突端まで	中欄の水域を地先水面とする
港	砂堤突端まで引いた線、同防波堤及び陸域に引かれた線	中欄の水域を地先水面とする
青	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
森	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
八	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
戸	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
宮	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
古	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
益	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
石	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
大	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
船	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
渡	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
港	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
仙	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
沼	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
石	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
卷	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
台	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
釜	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする
港	港則法施行令に定める地域	中欄の水域を地先水面とする

秋田	田川	船川	酒田	小名	日立	鹿島	木更津	千葉	二見	京浜
港則法施行令に定める港域	港則法施行令に定める港域	港則法施行令に定める港域	港則法施行令に定める港域	港則法施行令に定める港域	港則法施行令に定める港域	港則法施行令に定める港域	港則法施行令に定める港域	港則法施行令に定める港域	三日月山三角点(一七四・七メートル)から野(一七四・七メートル)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	一十五号地南一信号所(北緯三五度三三分五〇秒東経一三九度五〇分五秒)か
中欄の水域を地先水面とする	中欄の水域を地先水面とする	中欄の水域を地先水面とする	中欄の水域を地先水面とする	中欄の水域を地先水面とする	中欄の水域を地先水面とする	中欄の水域を地先水面とする	中欄の水域を地先水面とする	中欄の水域を地先水面とする	中欄の水域を地先水面とする	中欄第一号の水域を地先水面とする
地域のうち、海岸線からおおむね一、七〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域	地域のうち、海岸線からおおむね一、七〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域	地域のうち、海岸線からおおむね一、七〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域	地域のうち、海岸線からおおむね一、七〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域	地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域	地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域	地域のうち、海岸線からおおむね二、〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域	地域のうち、海岸線からおおむね一、八〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域	地域のうち、海岸線からおおむね一、二〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域	地域のうち、海岸線からおおむね四〇〇メートル以内の厚生労働大臣が指定する地域	線からおおむね五〇メートル

八〇メートルのする地域  
 地点から一九九二 中欄第二号の水域を地先  
 度五、三七〇メートルとする地域のうち、海岸  
 一トルの地点ま線からおおむね一、三〇〇メ  
 で引いた線、同一ト以内の厚生労働大臣が  
 地点から一九〇指定する地域  
 度一〇、六一〇三 中欄第三号の水域を地先  
 メートルの地点水面とする地域のうち、海岸  
 まで引いた線、線からおおむね一、三〇〇メ  
 同地点から北緯一ト以内の厚生労働大臣が  
 三五度三一分二 指定する地域  
 九秒東経一三九  
 度四七分三五秒  
 の地点(以下こ  
 の項において  
 「A地点」とい  
 う。)まで引い  
 た線、A地点か  
 ら三〇六度二、  
 四〇〇メートル  
 の地点(以下こ  
 の項において  
 「B地点」とい  
 う。)まで引い  
 た線、B地点か  
 ら多摩川の中央  
 を大師橋まで引  
 いた線(以下こ  
 の項において  
 「A線」という  
 )、同橋及び陸  
 岸により囲まれ  
 た海面及び同川  
 水面、中川及び  
 荒川葛西橋、大  
 横川練兵橋、大  
 島川西支川巽橋  
 、隅田川永代橋  
 、亀島川南高橋  
 、築地川南門橋  
 、古川最下流東  
 海道本線鉄道橋  
 及び目黒川昭和  
 橋各下流の河川  
 水面、月島川、  
 汐留川及び海老

取川の各河川水  
 面並びにこれら  
 の海面及び河川  
 水面に接続する  
 各運河水面  
 二 多摩川大師  
 橋、A線、B地  
 点からA地点ま  
 で引いた線、A  
 地点から川崎東  
 扇島防波堤東灯  
 台(北緯三五度  
 二九分四一秒東  
 経一三九度四分  
 分五九秒)から  
 八〇度三〇分四  
 、五七〇メート  
 ルの地点まで引  
 いた線、同地点  
 から横浜大黒防  
 波堤東灯台(北  
 緯三五度二七分  
 二四秒東経一三  
 九度四二分二五  
 秒)から九九度  
 三〇分三、九九  
 〇メートルの地  
 点(以下この項  
 において「C地  
 点」という。)  
 まで引いた線、  
 C地点から同灯  
 台から七一度二  
 、一八〇メート  
 ルの地点(以下  
 この項において  
 「D地点」とい  
 う。)まで引い  
 た線、D地点か  
 ら境運河鶴見線  
 鉄道橋中央まで  
 引いた線、同橋  
 及び陸岸により  
 囲まれた海面、  
 同川水面及び同  
 運河水面並びに  
 これらの海面及

び河川水面に接  
 続する各運河  
 (境運河を除く  
 )水面  
 三 境運河鶴見  
 線鉄道橋、同橋  
 中央からD地点  
 まで引いた線、  
 D地点からC地  
 点まで引いた線  
 、C地点から二  
 一九度六、〇〇  
 〇メートルの地  
 点まで引いた線  
 、同地点から二  
 〇四度七、二三  
 〇メートルの地  
 点まで引いた線  
 、同地点から二  
 二六度三〇分一  
 、四五〇メート  
 ルの地点まで引  
 いた線、同地点  
 から横須賀市夏  
 島町北端(北緯  
 三五度一九分四  
 九秒東経一三九  
 度三二分二七  
 秒)まで引いた  
 線及び陸岸によ  
 り囲まれた海面  
 及び同運河水面  
 と、鶴見川鶴見線  
 鉄道橋、入江川  
 入江橋、滝の川  
 万代橋、新田間  
 川金港橋、帷子  
 川築地橋、大岡  
 川弁天橋、堀川  
 山下橋、千代崎  
 川小港橋及び堀  
 割川八幡橋各下  
 流の河川水面、  
 鶴見川第一派川  
 、鶴見川第二派  
 川、入江川第一  
 派川、入江川第









山松	港空松高	港空島広	場行飛保美	港空山岡	港空際国西関	港空際国部中	港空岡静	場行飛松小	港空山富	港空
松山空港の区域及びその周辺 おおむね四〇〇メートル以内	高松空港の区域及びその周辺 おおむね四〇〇メートル以内 の地域のうち、厚生労働大臣 が指定する地域	広島空港の区域及びその周辺 おおむね四〇〇メートル以内 の地域のうち、厚生労働大臣 が指定する地域	美保飛行場の区域及びその周 辺おおむね四〇〇メートル以 内の地域のうち、厚生労働大 臣が指定する地域	岡山空港の区域及びその周辺 おおむね四〇〇メートル以内 の地域のうち、厚生労働大臣 が指定する地域	関西国際空港の区域のうち、 厚生労働大臣が指定する地域	中部国際空港の区域のうち、 厚生労働大臣が指定する地域	静岡空港の区域及びその周辺 おおむね四〇〇メートル以内 の地域のうち、厚生労働大臣 が指定する地域	小松飛行場の区域及びその周 辺おおむね四〇〇メートル以 内の地域のうち、厚生労働大 臣が指定する地域	富山空港の区域及びその周辺 おおむね四〇〇メートル以内 の地域のうち、厚生労働大臣 が指定する地域	の地域のうち、厚生労働大臣 が指定する地域
港空那	港空島鹿	港空崎宮	港空本熊	港空崎長	港空分大	港空賀佐	港空州九北	港空岡福	港空	
那覇空港の区域及びその周辺 おおむね四〇〇メートル以内 の地域のうち、厚生労働大臣 が指定する地域	鹿児島空港の区域及びその周 辺おおむね四〇〇メートル以 内の地域のうち、厚生労働大 臣が指定する地域	宮崎空港の区域及びその周辺 おおむね四〇〇メートル以内 の地域のうち、厚生労働大臣 が指定する地域	熊本空港の区域及びその周辺 おおむね四〇〇メートル以内 の地域のうち、厚生労働大臣 が指定する地域	長崎空港の区域及びその周辺 おおむね四〇〇メートル以内 の地域のうち、厚生労働大臣 が指定する地域	大分空港の区域及びその周辺 おおむね四〇〇メートル以内 の地域のうち、厚生労働大臣 が指定する地域	佐賀空港の区域及びその周辺 おおむね四〇〇メートル以内 の地域のうち、厚生労働大臣 が指定する地域	北九州空港の区域のうち、厚 生労働大臣が指定する地域	福岡空港の区域及びその周辺 おおむね四〇〇メートル以内 の地域のうち、厚生労働大臣 が指定する地域	の地域のうち、厚生労働大臣 が指定する地域	